相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県唐津市浦五五五二番地、最後の住所佐賀県唐津市浦五〇五四番地二
被相続人　亡　飯呑　忠勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十七日
佐賀県唐津市刀町一五一二番地三　第三Mビル五階　松本法律事務所
相続財産管理人　弁護士　田坂　茜

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県西彼杵郡時津町元村郷三五三番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　原　利之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十七日
長崎県長崎市五島町五番三四―一三〇七号
相続財産管理人　司法書士　小森　辰也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県臼杵市大字掻懐一五〇四番地、最後の住所大分県大分市田尻一一三二番地の一
被相続人　亡　髙橋　憲治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十七日
大分県大分市荷揚町一〇番一〇号グリーンヒル二〇六号濱本法律事務所
相続財産管理人　弁護士　濱本　高史

（仮称）福島冨武隈風力発電構想に係る対象事業の実施引継ぎの公表

環境影響評価法施行規則第一条の四の規定に基づき、対象事業の実施について他の者に引き継いだので、左記のとおり公表する。引き継いだ区域の関係図面は、福島県企画調整部エネルギー課で平成二十八年八月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

一、引き継ぎ前の事業者の氏名及び住所
事業者の名称　福島県
代表者の氏名　福島県知事　内堀　雅雄
主たる事務所の所在地　福島県福島市杉妻町二番一六号
事業者の名称　株式会社ジャパンウィンドエンジニアリング
代表者の氏名　代表取締役　三保谷　明
主たる事務所の所在地　東京都港区赤坂二丁目九番三号
事業者の名称　株式会社ユーラスエナジーホールディングス
代表者の氏名　代表取締役　稲角　秀幸
主たる事務所の所在地　東京都港区虎ノ門四丁目三番一三号
事業者の名称　エコ・パワー株式会社
代表者の氏名　代表取締役社長　荻原　宏彦
主たる事務所の所在地　東京都品川区大崎一丁目六番一号

二、引き継ぎ前の対象事業の名称、種類及び規模
（仮称）福島冨武隈風力発電構想
風力（陸上）
発電所の出力　最大七十万キロワット（発電端）
風力発電機の台数　最大二百基

三、引き継ぎ前の事業の実施が想定される地域
福島県いわき市、福島県田村市、福島県南相馬市、福島県双葉郡広野町、福島県双葉郡楢葉町、福島県双葉郡富岡町、福島県双葉郡川内村、福島県双葉郡大熊町、福島県双葉郡双葉町、福島県双葉郡浪江町、福島県双葉郡葛尾村

四、引き継ぎ後の対象事業の名称、種類及び規模
A区域　（仮称）冨武隈風力発電事業
風力（陸上）
発電所の出力　最大三十万キロワット（発電端）
風力発電機の台数　最大九十基
B区域　（仮称）冨武隈南部風力発電事業
風力（陸上）
発電所の出力　最大十七万五千キロワット（発電端）
風力発電機の台数　最大五十基
C区域　事業実施想定区域内の右記以外の事業

五、引き継ぐ対象の事業の実施が想定される地域
左記の地域の内、縦覧中の関係図面に示す区域とする。
A区域　福島県田村市、福島県双葉郡川内村、福島県双葉郡大熊町、福島県双葉郡浪江町、福島県双葉郡葛尾村
B区域　福島県いわき市、福島県双葉郡楢葉町、福島県双葉郡広野町
C区域　事業実施想定区域内の右記以外の地域

六、引き継ぎにより新たに事業者となった者の氏名及び住所
A区域　福島復興風力株式会社
代表取締役　三保谷　明
東京都港区赤坂二丁目九番三号
B区域　エコ・パワー株式会社
代表取締役社長　荻原　宏彦
東京都品川区大崎一丁目六番一号
C区域　福島県
福島県知事　内堀　雅雄
福島県福島市杉妻町二番一六号

平成二十八年八月十七日
事業者の名称　福島県
代表者の氏名　福島県知事　内堀　雅雄
主たる事務所の所在地　福島県福島市杉妻町二番一六号
事業者の名称　株式会社ジャパンウィンドエンジニアリング
代表者の氏名　代表取締役　三保谷　明
主たる事務所の所在地　東京都港区赤坂二丁目九番三号
事業者の名称　株式会社ユーラスエナジーホールディングス
代表者の氏名　代表取締役　稲角　秀幸
主たる事務所の所在地　東京都港区虎ノ門四丁目三番一三号
事業者の名称　エコ・パワー株式会社
代表者の氏名　代表取締役社長　荻原　宏彦
主たる事務所の所在地　東京都品川区大崎一丁目六番一号

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第8条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成28年8月17日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①日立キャピタル株式会社　②東京都知事(4)78967　③代表執行役　川部誠治　④東京都港区西新橋一丁目3番1号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区西新橋一丁目3番1号　日立キャピタル株式会社　代表執行役　川部誠治

①株式会社ワイケーコーポレーション　②神奈川県知事(1)第28045号　③代表取締役　中良久　④神奈川県藤沢市鵠沼石上一丁目8番8号　⑤1000万円　⑥神奈川県知事　⑦神奈川県藤沢市鵠沼石上一丁目8番8号　株式会社ワイケーコーポレーション　代表取締役　中良久

①日本農林株式会社　②兵庫県知事(1)451404　③代表清算人　稲谷隆博　④兵庫県姫路市城北本町11番24号　⑤1000万円　⑥兵庫県知事　⑦大阪府大阪市中央区大手前1丁目5番63号　大阪国税局長　財務事務官　藤田博一